



# 産業廃棄物処理施設設置許可証

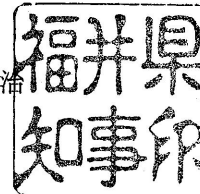
令和2年6月16日

住所 福井県越前市塚原町24号15番地

氏名 株式会社フェニックス  
代表取締役 高橋 英人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

福井県知事 杉本 達 治



|   |  |      |         |
|---|--|------|---------|
| 許可の年月日  | 令和2年6月16日  | 許可番号 | 第2-003号 |
| 施設の種別及び処理する産業廃棄物の種別(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) | (1) 施設の種別<br>木くず又はがれき類の破碎施設<br>(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2)<br><br>(2) 処理する産業廃棄物の種別<br>金属くず、がれき類          |      |         |
| 設置場所  | 福井県越前市下平吹町4字石水戸1番1、3番1、5番、6番   |      |         |
| 処理能力  | 644.8t/日(8時間稼働) 80.6t/時  |      |         |
| 許可の条件   |  |      |         |
| 規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無  | 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>   |      |         |
| 留意事項  | 1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。<br>2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。<br>3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。 |      |         |